

別記様式第五号（第十七条関係）

特定農林水産物等の変更の登録の申請  
(生産者団体を追加する変更の登録の申請)

農林水産大臣 殿

令和7年8月1日

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の登録の申請をします。

（この申請書を提出する者）

変更申請者（1に記載）  代理人（以下に記載）

住所（フリガナ）：（〒 ）

氏名又は名称（フリガナ）：

法人の場合には代表者の氏名及び役職：

電話番号：

1 変更申請者

（1）単独申請又は共同申請の別

単独申請  共同申請

（2）名称及び住所並びに代表者（又は管理人）の氏名及び役職

住所（フリガナ）：（〒846-0041）

佐賀県多久市西多久町大字板屋6157-4

（サガケンタクシニシタクマチオオアザイタヤ6157-4）

名称（フリガナ）：一般社団法人幡船の里（イッパンシャダンホウジンバンセンノサト）

代表者（管理人）の氏名及び役職：代表理事 蒲原 政信

ウェブサイトのアドレス：<https://nishitaku.wixsite.com/bansen-no-sato>

（3）変更申請者の法形式：一般社団法人

2 登録番号 第121号

3 登録に係る特定農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：女山大根（オンナヤマダイコン）

4 連絡先（文書送付先）

[REDACTED]

[添付書類の目録]

申請書に添付した書類の「□」欄に、チェックを付すこと。

1 明細書

2 生産行程管理業務規程

3 代理人により申請する場合は、その権限を証明する委任状等の書類

4 法第2条第5項に規定する生産者団体であることを証明する書類

(1) 申請者が法人（法令において、加入の自由の定めがあるものに限る。）の場合は、登記事項証明書

(2) 申請者が法人（(1)に該当する場合を除く。）の場合は、登記事項証明書及び定款  
その他の基本約款

(3) 申請者が法人でない場合は、定款その他の基本約款

5 外国の団体の場合は、誓約書

6 法第13条第1項第1号に規定する欠格条項に関する申告書

7 法第13条第1項第2号ハに規定する経理的基礎を有することを証明する書類  
書類名：一般社団法人 艦船の里決算報告書

8 法第13条第1項第2号ニに規定する必要な体制を整備していることを証明する  
書類

書類名：一般社団法人艦船の里 組織図

9 前記3から8までの書類が外国語で作成されている場合には、翻訳文